

第7章 フランス国鉄・パリ市交通公社のホームレス救援活動 ——公共企業体による社会的排除との闘い——

福原 宏幸

はじめに

フランスをはじめヨーロッパ諸国では、80年代以降経済不況の長期化とともに失業者が増加し、貧困問題も深刻化してきた。その中でもホームレスの人々は最も貧困で過酷な状況におかれている。また、近年フランスをはじめ欧州連合加盟諸国では、こうした問題を単に経済的な結果である貧困問題としてのみ捉えるのではなく、それに至る過程を重視し、社会的で多様な要因を含んだ問題と見る視点、すなわち「社会的排除」として捉える傾向が強まっている。こうした中で、フランス政府は、1998年には「社会的排除と闘う法」を制定し、2001年7月18日には、それを引き継ぐ新たな「貧困および排除への予防と闘いのための3ヵ年計画」を発表して、さらに取り組みを進めようとしている。

また、政府だけでなく、民間のアソシエーション（支援団体）が政府との協力のもとで積極的な支援活動を展開している。また、フランス国鉄やパリ市交通公社をはじめとする公共企業体、さらには近年では「市民としての企業」のあり方が問われるなかで、企業による社会問題への取り組みもはじまっている¹。

ところで、ホームレスと言えば、日本では野宿生活者のことと理解されがちではあるが、欧米では、文字通り「おおむね適正な暮らしを過ごすに値する自分自身の住宅を持たない者」と考えられている。このように、より広い層を指している概念であることに注意しておきたい。なお、日本では、野宿生活者への支援は火急の課題であるにもかかわらず充分な施策が実施されていないが、それに加え野宿生活者の予備軍的な貧困層がかなり存在すると見られる。しかし、日本政府・自治体はこうした問題に関心を示そうとしない。

さて、フランス全国のホームレス数は、国勢調査の住宅状況からの推計して、約73万人と言われる。これは、フランス人口（5800万人）の1%を上回る膨大な数である²。彼らの状況をさらに詳しく見たのが、表1である。ホームレスがおかれている居住状況は大きく分けて5つある。フランスでは、すでに充分な受入れ施設数があるといわれ、路上で暮らす人の数は少ない。しかし、路上生活が長期化・常態化している人、路上と宿泊施設を往還する人々、そして新たに路上生活に陥る人々も一定数存在する。たとえば、国立人

¹ これについては、たとえば、以下がある。PESQUEUX、Y.、*la responsabilité sociale de l'entreprise*、Conservatoire National des Arts & Métiers、Département Travail & Entreprise、www.cnam.fr/depts/te/dso

² この数値から、「フランスは豊かではない。貧しい国」といった憶測をされる場合もあるが、それは間違っている。現代の日本では、表1の内訳①、②、③にあたる者は政府や福祉担当者の関心外でありその数は不明である。また、それだけでなく、こうした状態をホームレス（充分な居住環境が確保されていない）とは考えない、いわば「生活の質に対する鈍感さ」が、日本社会では蔓延している。

表1 フランスにおけるホームレス総数と内訳

1998年調査

「短期間で自律的な住居にアクセスできる展望のない人々」	73万人
内訳 ①宿泊センターや受け入れセンター	3万5000人
②ホテル・家具つき部屋などの居住者	55万人(子ども5万人)
③第三者宅での居候のうちで住居アクセスの手段 のない・余儀なくされた宿泊者	10万人
④ロマ人などキャンピングカーや一時しご住宅居住者	4万5000人
⑤SDF(=住所不定者・路上または公共の場で「暮らす」 あるいは、宿泊センターと路上間を往還している人々)	不明

注:『貧困者に住宅に関する高等委員会(Haut comité pour le logement des personnes défavorisées)第5次レポート』国立統計経済研究所(INSEE)98年住宅調査による。

出所:都留民子「フランスの好況下でのホームレス問題」、大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』第102巻第3・4号、2002年3月より作成。

口問題研究所のパリ市内調査(1995年2~3月)によると、宿泊施設入所者や無料レストランなどの利用者、いわゆる「厳しい状況におかれたホームレス」は7,500人弱(パリの人口は300万人、郊外を含めると800万人)と言われている。

以下では、こうしたホームレス問題に対するフランスの公的企業の社会的活動について、簡単に整理し、その上で、「厳しい状況におかれたホームレス」への救援活動を展開するフランス国鉄(SNCF)とパリ市交通公社(RATP)の活動を紹介していこう³。

1. 公共企業体の取り組み

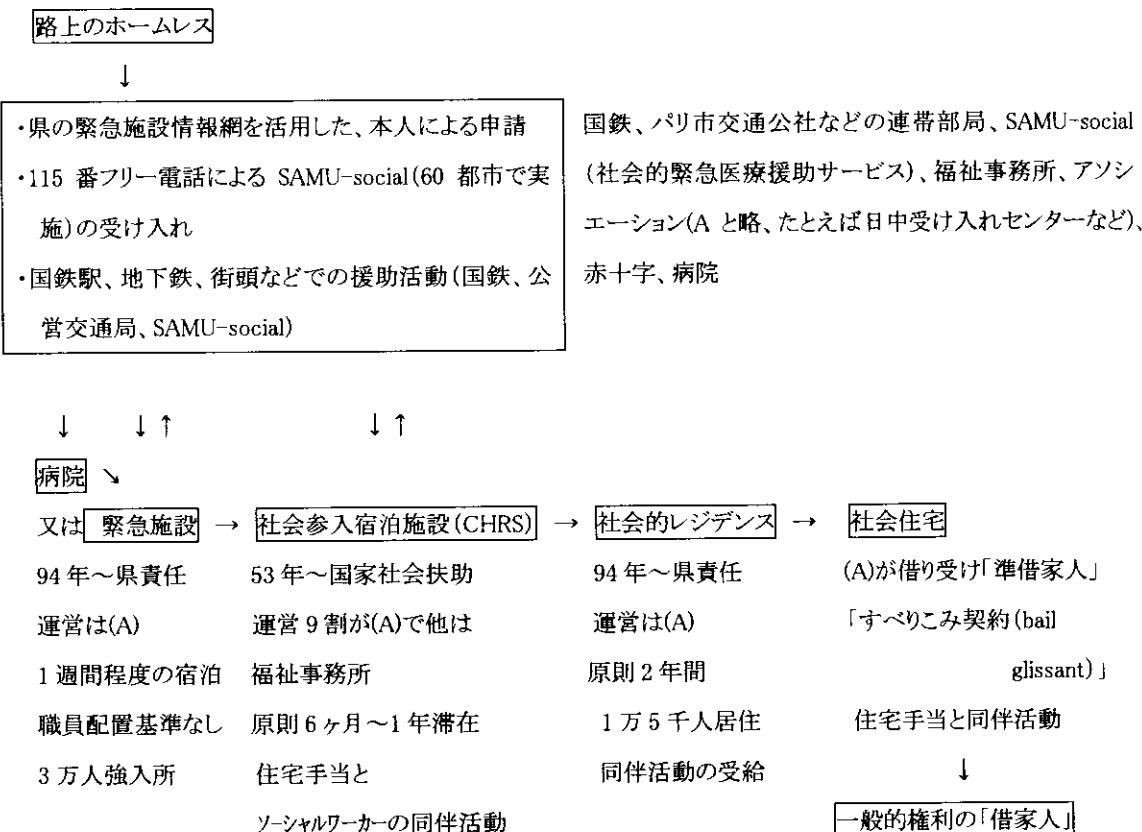
(1) 公共企業体と社会的救援活動

フランスにおけるホームレス問題の解決の方向は、野宿・路上生活といった極限的状況への緊急的対応策だけでなく、そこから社会的参入支援の諸段階をへて、最終的には「自律的な住宅の確保」、すなわち住宅最低限基準に合致した住宅において、賃貸契約の当事者として借家人となること、同時に何らかの仕事を確保して経済的に自立を図ることにある。

さて、こうしたホームレスに対する支援策は、どのように展開されているのだろうか。その基本的な考え方は、「居住の保障と安定」を機軸に据えた支援プロセスの構築にある。それを示したのが、図1である。

³以下の報告は、フランスにおけるホームレス支援活動について行った聞き取り調査(都留民子、檜谷美恵子両氏との共同調査)のうち、とくに以下の方々への聞き取りの成果による。2000年4月7日、Julien Damon フランス国鉄(SNCF)の社会連帯委員会の創設に関わった人物。2000年12月20日、Mme. Demasdelase、SNCFのソシアルワーカー。2000年12月21日、M. Emmanieli、社会緊急医療サービス(SAMU-social)の創始者。2001年6月21日、Patrick Henry、パリ市交通公社(RATP)の「極限的排除と闘う委員会」(Mission lutte contre la grande exclusion)の責任者。

図1 ホームレス支援プロセスの概要



出所：都留民子「フランスの好況下でのホームレス問題」、大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』第102巻第3・4号、2002年3月より。

図1では、路上での援助活動にはじまって、社会住宅（低所得者向け住宅、公営が多くを占める）の住人になるまでの道筋が描かれている。特徴的なのは、第一に、路上での救援体制が多様で万全を期していること、第二に自立に至るまでの社会参入宿泊施設や社会的レジデンスなどが充分に完備し、そこでの滞在猶予期間がきわめて長いこと、第三にいずれの段階でもソーシャル・ワーカーによる同伴活動（相談による支援活動）が実施されていること、第四にこれらの事業のほとんどが民間のアソシエーションによって担われていること（ただし、財政的には政府の補助金によってそのほとんどは賄われている）、最後に、図には示されていないが、それぞれの当事者にあった就労支援施策が実施されていることが挙げられる。

この図には、路上での救援活動主体としてフランス国鉄とパリ市交通公社の名前が見られる。しかし、これ以外の公共企業体、フランス電力（EDF）、フランスガス会社そして水道会社なども何らかの社会的活動を行っている。また、民間企業でもこうした活動への気

運が高まっていると言われる。その経緯についてみておこう⁴。

これらの公共企業体は 80 年代ではこうした社会的活動にまったく関心の払ってこなかったが、80 年代末に社会的活動を開始（あるいは積極的に推進を開始）する。これらの活動を開始した理由は二つあった。第一に大規模公共企業体は顧客の中に貧困あるいは低所得のため電気使用料などの公共料金を払うことができない人々が増えてきたことへの対応を迫られたことにある。民間企業の場合でも、大規模ショッピングセンターでも貧困のため顧客が集まらないとか、万引き事件が多発するといった社会問題が多発してきた。第二は、フランス政府が、このような社会問題の深まりに対して公共企業体や民間企業などあらゆる機関が問題解決への取り組みを行うよう要請したことにある。これら二つの理由によって、80 年代末以降多くの取り組みが開始されたのである。

最低限生活を支える電力・ガス・水道などを供給する公共企業体では、県単位で連帯基金を創設し、貧困に陥ってこうした公共料金を支払えない世帯が発生したときに、基金からの立替払いあるいは給費によって供給を続ける仕組みを作った。その活動が重要なものであるだけでなく、今日では「誰もが電力やガス、水を供給される権利がある」と法的にも謳われている。

このようにして、今日のフランスでは、公共企業体は貧困と社会的排除に対する闘いとして、また社会連帯の取り組みとして、このような活動を実施している。

2. フランス国鉄（SNCF）の取り組み

（1）連帯委員会の創設とその位置づけ

フランス国鉄（以下では、略称「SNCF」という）連帯委員会は 1990 年に創設され、全国的活動を展開しているが、99 年活動年報では、その序文の冒頭で、自らの活動の意義を以下のように述べている⁵。

「我われの社会は、3 つの切断、すなわち家族の切断、社会的切断、共和国的制度の不全という切断に遭遇しており、その影響は特に失業者や貧困地域において顕著である。この状況はわが SNCF の業務に対しても影響を与えている。それは、旅行者に対する無作為、攻撃、不正行為であり、恐怖感を与え、そして公共の場や建物の破壊といった形であらわれている。SNCF 職員が業務を遂行できない状況にまで至ったのである。SNCF に多額の損害を与え、顧客の減少、イメージの低下、職員の間の緊張を高めている。

サービス企業として SNCF は、常に直接に、業務遂行の場で社会的現実に向き合ってい

⁴ 以下の記述は、2000 年 4 月 Julien Damon 氏へのインタビュー（都留民子氏との共同による）の成果による。

⁵ SNCF、*Actions Solidarité SNCF, Analyses et Initiatives 1999, 2000*。なお、翻訳文は、都留民子「フランスの『連帯』と『排除との戦い』から思うこと」、『シェルターレス』第 9 号、2001 年、3 ページを参照した。

る。駅や列車は公衆に開かれているからである。SNCF をはじめとする公共交通は、社会的機能不全に陥っており、特に人口が密集した都市においては顕著である。

また、SNCF は、公共サービスである。公共サービスは排除の最終的な防波堤であり、したがって SNCF は、こうした社会的現実のなかで特別の責任を果たさなければならないのである。現在の状況は、新しい対応を必要としている。古典的な対応、従来の人的、技術的、財政的手段の強化、抑圧的な活動だけでは、費用がかかり、十分な効果をあげることできないのである。」

すなわち、社会的排除の高まり、その結果として SNCF をはじめとする公共交通の社会的機能不全が課題とされ、他方、原則論の立場から公共サービスは排除の最終的な防波堤となることも課題であることが示された。そしてこれら 2 つの課題を踏まえて、一方で公共交通機関利用者の安全を維持するための活動が、他方で社会的に排除された人々を救援する使命が強調され、そしてそれらを同時に解決するには社会的排除にある人々への新たな対応しかないとし、この対応策の模索が目指された。

その対応策は、いわゆる社会連帯活動である。「地域住民との良好な関係を築くこと、駅、電車に訪れる人々と信頼関係を再び築くこと、そして問題解決に向けて、人間的な関係を土台にして実行する行動全体が連帯活動である。……。駅または車庫で暮らしている野宿生活者に目をつぶることは連帯ではなく、レッセ・フェール（放置）である。連帯活動は、活動の有効性の条件である『まなざし』から『態度』そして『行為』へと展開する。例えば、ホームレスが本当に駅から退出するのは、彼が駅で暮らしていたような生活スタイルから脱出できたときである」と述べ、「課題は、良好な関係、鉄道を有効に活用する新しい行為を発展させることである」としている。

こうして、SNCF 連帯委員会は、各地域や駅にチームを結成して、地域住民に国鉄の意義を知らせる啓蒙活動、非行少年への地域教育活動、失業者への直接的な雇用提供や求職活動への援助、そしてホームレスの人々への宿泊の確保、施設・住宅の斡旋、さらには夜間に路上生活をしている人への説得・受け入れ活動を行う社会的緊急医療援助サービス（Samu-social）の巡回サービスへの参加などを行っている。また、連帯委員会の活動は、決して専門的なものではなく、素人が「日曜大工」をやるように、「やらなくてはいけないことがあって、それに対する何らかの処置をする」中で前進してきたという。

とくにホームレスに対しては、「宿なし」から脱却できるような道筋に乗せることが重要であり、根本的な問題の解決の方法を探る。具体的には、ソーシャル・ワーカーやそのアソシエーションと契約を交わして、共同でこの問題に取り組んでいる。例えば、ソーシャル・ワーカーへの財政的援助、彼らの仕事のための場所の提供なども行う。こうした専門家の援助も仰ぎながら、駅のホームレスへの支援を行っている。

こうした活動の指導的役割を果たしたダモン氏（J. Damon）は、インタビューで「19世

紀末から駅構内で旅行者に対してサービスを提供するようなことをやっている。駅構内で民間アソシエーションの人たちが援助を行うということもあった。すなわち、昔から駅は政治的、経済的に困難な人々、外国人も受け入れ、援助する場所であった」と述べた。したがって、SNCFとして連帯活動を行うことには違和感はないという。

(2) 具体的活動

では、この連帯委員会によって、どのような活動が展開されているのだろうか。いくつかの事例を紹介しておこう⁶。

a. パリ・東駅

パリ北東部にある東駅は、93年以降、排除に抗する闘いに関わる緊急宿泊の運営を冬季4ヶ月にわたって実施することとなった。多数のアソシエーションがSNCFに集結し、そのうち公共的有用性があると認められたプロテスタント社会福祉センター（CASP）が宿泊を管理運営するようになった。宿泊にあたっての一定水準の環境を確保するため、SNCFパリ・東地域局は「31番線」に留められた車両を改善してホームレスの宿泊施設とした（「31番線」施策）。たとえば、98年11月末～99年4月はじめの時期には、具体的に①2台の寝台車で、それぞれ20のコンパートメント、40人が宿泊可能、②食堂／台所の設置、③保健施設と衛生設備、④夜の係として2人の警備員の配置、⑤朝は9時の退出前に朝食を提供、パリ・東駅の連帯雇用契約による雇用の2人が清掃を行なう。⑥1人のソーシャル・ワーカーが1週間に2晩やってきて、相談に応じて彼らの問題解決に向かうオリエンテーションをする、といったものであった。

b. パリ・北駅

北駅のSNCF当局は、駅内で援助を行っているアソシエーションを集めパイロット委員会を組織した。委員会の目的は、援助者たちの権限に一貫したイニシアティブを与えるためであった。北駅のアソシエーションの活動は次のようなカテゴリー化ができる。①対象者：特別なカテゴリーの人々ではなく、北駅における「非常に排除された人々」、②援助の分野：教育（特別な予防）、伝染病予防、社会的な方向性を与えること、緊急援助（食事、宿泊、緊急医療ケア）、③援助のタイプとして、職業的またはボランティアチームによる移動または定点援助。

c. パリ・モンパルナス駅

パリ左岸のSNCF地域局では、93年～94年の冬以降、「家なし」宿泊がその施策となった。宿泊施策はプロテスタント社会福祉センター（CASP）によって運営されている。宿泊は、

⁶ SNCF、*Actions Solidarité SNCF, Analyses et Initiatives 1999, 2000* より。

かつてはモンパルナス-ヴォジラールの再開発の作業場として使用されていたプレハブ住宅をベースにしている。この施設は諸設備のある部屋と共同の空間からなっている。すなわち、食堂、台所、事務所がある。衛生設備（シャワーとトイレ）つきのプレハブ住宅の取得は1995年に行なわれた。受入れ人数は40人である。その開設は夏だけであったが、96年には一年中となった。

このほか、パリ左岸のSNCF地域局は97年に、3つのホテルをSNCFの運転手寮に転換するため取得した。この改修の工事は2000年春に予定されている。この建物全体は、工事前に、一時的にCASPに委託され、パリ保健・福祉局（DASS）の支援をえて、このホテルの管理を行うこととなった。この期間、排除に抗する闘いに有効な施策として、子どもをつれた女性など家族のホームレスを受入れ、そのためのベッドはおよそ100である。99年4月半ばには、3つのホテルの内1つは、リオン駅に到着したコソボ難民のオリエンテーションのための短期宿泊施設となった。

d. オステルリツ駅

97年、オステルリツ駅、そして待合室には非常に多くの徘徊者、排除された人々が集まつた。この状況は、パリーオステルリツ-アンヴァリッド地域担当の施設管理局は、民間アソシエーションに、調査を依頼し、これに続いて、困難な人々を受け入れるために、シャワー、洗濯機、台所を備えた施設を設置した。建設作業の費用はSNCF施設担当局と連帯部局（Mission Solidarité）が支出した。施設の運営は、SNCF施設局とパートナーシップ協定を結んだカトリック救済会が行った。カトリック救済会は前面に立ち、駅で暮らす人々、ホームレスに会い、そして彼らを受け入れていった。

施設を開設した最初の冬には、カトリック救済会はATLAS（パリ地域における健康福祉局（DASS）、パリ市交通公社（RATP）、SNCF、そして他の人道的アソシエーションによって組織されたホームレスのための冬季緊急宿泊施策）の宿泊所を探している人々への夕食を提供した。

春には、施設は「連帯受入れ施設 Point Accueil Solidarité」となり、日中開設し、早朝には朝食を提供するようにした。このため、施設には、それまで駅にいなかった人を含め多くが押し寄せた。そこで、多くの受入れ施設が閉鎖する夏の期間も開所させることになった。

多くの人の受入れは、駅の環境にとって好ましくなく、またカトリック救済会は参入を求める個々人との親密な関係をつくることができなくなった。そこで98年秋からは、駅でのホームレスや排除された人々の増加のために、SNCFとカトリック救済会の間で、ATLAS施策として近くの通りに受入れ施設を設置する協定が結ばれた。

また同時に、連帶委員会の要請で、パリの社会的緊急医療援助サービス（SAMU-social）の巡回サービスに派遣されていたSNCF職員は、駅で暮らすホームレスにアプローチする

活動に従事するようになった。保安係とカトリック救済会のボランティアたちは駅の定期的な巡回を行なったが、それは状況を急速に改善し、駅で暮らす人々の数は顕著に減少した。

オステルリツ駅での SDF へのこうした援助は、2000 年の秋には、SAMU-social の任務に派遣された SNCF 職員が駅でのソーシャル・ワーカーとして働くという施策によって補強されることとなった。

このように、それぞれの駅がおかれた状況に応じて具体的で多様な試みが展開されてきている。また、困難を抱えた人々が多く居住する地域でも SNCF 連帯委員会は活動を展開している。たとえば、パリ・北地域は、経済的に困難を抱えた人々が多く住む大集合住宅、多くの移民を抱えた貧困な都市ゾーンとして知られている。この地域のパリ・北地域の SNCF 連帯委員会は活発な連帯政策の実施に努めている。具体的には、①オワーズ地域での活動：青年で学業にある者、学校教育の専門資格なく卒業した青年に対する予防的活動が行われ、その目的は新しい社会的諸関係を築き、悪意と不正の低下を図ること、②サン＝ドニ地域での活動：地域のパートナーとともに、多くの援助者の参加によって、鉄道地域、周辺地域を統制して、よりよい生活に寄与する新しいサービスを開発すること、などがある。

このように、SNCF 連帯委員会は、社会的連帯を広げるために、政府機関・自治体やアンシェーションと協力しながら、多様な活動を展開している。

そして、とくにダモン氏とのインタビューの中で、日本の大きな駅では多くの場合野宿生活者を排除する行動が取られていることを話したことへの彼の返答が印象深かった。その言葉を示しておこう。「パリにあるいくつかの大きな駅には、フランス国内からそして世界から多くの人々がやって来る。それらの人々の中には貧困や社会的排除からの脱出を願ってパリに来た人々もいる。いわば希望を持ってパリにやって来たわけですが、パリの玄関ともいるべき駅で彼らを追い返すようなことはできるでしょうか。駅は彼らに希望を持ち続けてもらうよう受け入れるのがその使命です」と。

3. パリ市交通公社 (RATP) の取り組み

(1) 活動の概要⁷

こうした SNCF の取り組みに負けない活動をパリ市交通公社 (RATP) でも取り組まれている。2001 年 6 月 RATP の「極限的排除と闘う委員会 (Mission lutte contre la grande exclusion)」の責任者であるドクター・P. アンリ (Patrick Henry) への聞き取り調査を

⁷ 以下の記述は、2001 年 6 月 21 日、Patrick Henry、パリ市交通公社 (RATP) の「極限的排除と闘う委員会」(Mission lutte contre la grande exclusion) の責任者へのインタビュー (都留民子氏との共同インタビュー) の成果による。

行った。彼は、かつて警察力で強制的に「浮浪者」を収容していた緊急宿泊施設「ナンテールの家」の責任者として 14 年間勤務した後に、1990 年に RATP の総裁から委嘱され、人道的な援助を模索してこの委員会とその活動を作り上げた。80 年代末 RATP の創設もまた、多くの公共企業体同様に貧困と社会的排除への闘いが問われた時期であった。

アンリ氏によれば、RATP におけるこの新しい委員会が設置された理由は以下の 2 点にあるという。一つは、企業としての論理で、地下鉄の乗客は清潔で安全な運行を求めており、それに応える活動の一つとして地下鉄駅構内のホームレス問題の解決が要請されていたことである。第 2 は、ホームレスに対する直接的なもので、人道主義の立場からみて彼らを地下鉄構内に放置できないということであった。そして、この 2 つの理由は異なっているが、ホームレスに対し人道的に対処することで、乗客にとっても清潔で安全な地下鉄空間を提供することにつながるのだと述べた。このことは、まさに SNCF や他の公共企業体が貧困と社会的排除への闘いを開始した理由と重なるものである。

このようにして、SNCF 連帶委員会と同じ年に結成された RATP 「極限的排除と闘う委員会」は、その目的を、地下鉄の駅周辺や駅構内あるいは地下鉄引き込み線などで暮らすホームレスへの援助活動を行うことにあるとし、活動を開始した。

支援活動は、意欲がありそして訓練を受けた約 100 人の職員スタッフチームによって行われる。彼らは、パリ市とその郊外を結ぶ全 14 線の各駅務員や検札職員からホームレスの所在についての連絡を受ける。そして、月曜から金曜日の夕刻から朝にかけて、委員会スタッフ 4 人と警官 2 名がチームを形成し、救援バスに乗って駅構内とその周辺にいる路上生活のホームレスを個別に訪問し、説得して、委員会が持つ相談センター 14ヶ所またはナンテールの緊急宿泊施設（私はこの施設を訪問したが、今は以前と異なり、暴力は姿を消し、近代的で衛生的な建物である）に導くというものである。

パリ市地下鉄の駅構内にいるホームレスの人数は、91 年の 1125 人から 99 年にはおよそ 3 分の 1 の 347 人に減少したが、これは 10 年間の援助活動の成果といってよいだろう⁸。ちなみに、ドクター・アンリからいただいた追加資料によると、避寒のため最も数の増加する 2 月の夜間では、99 年が 357 人、2000 年が 307 人、2001 年で 305 人と、これも減少傾向にある。なお、夏にあたる 2001 年 7 月は 117 人であった。

なお、アンリ氏は、RATP のやり方は、SNCF の取り組み方とは基本的に異なる点を強調した。すなわち、SNCF は最初から民間アソシエーションに任せているのに対し、RATP は、パリ市交通公社自らの財源（連帶基金）を活用し、職員自身による活動を行い、そして RATP の建物を使っておこなうこと、すなわち、すべてを自分たちで行い、その上でアソシエーションと協力関係をもっているのである。このように、RATP とその職員が直接的な責任を持っている点が違うことを強調した。もちろん、このことは、この活動が今後も永続的に続けられるかどうかを占う上で、重要なポイントであると思われる。SNCF 連帶委員会の場

⁸ Henry, P., 'Solidarité, la lutte contre l'exclusion', *RATP Revue Savoir faire*, N° 36, 2000.

合、ダモン氏が他機関に移籍したことを受け、活動が若干停滞したと言われていた。

(2) 地下鉄構内居住のホームレスと支援活動

アンリ氏が、RATP の責任で多くの活動を行おうとしたことには、また違った意味があるように思える⁹。

アンリ氏によれば、地下鉄構内にいるホームレスはきわめて深刻な問題を抱えていると言ふ。路上にいるホームレスは、自然の生き物や太陽の動き、人とも交流、季節の移り変わりを感じ取ることができ、感性が麻痺していない。これに対し、地下鉄構内に降りてくるホームレスは、一年中温度も同じ、光も同じ、1 年中同じ状況下で過ごしており、これにより時間の感覚が失われ、ほとんど動くことがなくなつて体力も衰えていく。こうして、体、精神的に極限に達している。「実際に三週間から一ヶ月この中で暮らしていると、すべての目印になるものを失つてしまふことになる」とアンリ氏は指摘した。

こうした極限的排除 (*la grande exclusion*) と闘うには、地下鉄の世界を最も知っている RATP の職員が適役だと判断したことである。

それに関連して、アンリ氏は、最近行われた社会学者たちの路上ホームレスの実態調査を批判して、「アルコールを飲み調査不能な人、調査拒否の人などの実態こそ重要である。また、本当に孤立したホームレスは社会から排除されたものであり、国立人口統計研究所 (INED) のような社会学的調査にはなじまず、彼らから本当の話を聞けるのは人類学者や精神分析家である」とも述べた。

したがつてまた、援助の特徴は、脱社会的傾向が著しい彼らと人間的な信頼関係を築くこと、太陽も風にもあたらない極限的な「生活」から脱出させることである。そのためには、ホームレスと話す時間をしっかりと取って、宿泊施設の快適さを示し、これを根気よく続けながら地下鉄を宿にしないように説得し、宿泊所の専門的なソーシャル・ワーカーにつなぎ、最終的解決をめざす。もちろん、拒否する場合には強要することはない。

私は、2001 年 6 月、この救援バスに便乗り夕方 5 時から夜 12 時近くまで彼らの活動に同行した。バスの後部 3 分の 2 は、救護されたホームレスたちが緊急宿泊施設に着くまでゆったりと乗車できるように、楕円形にソファーが並べられてあつた。このときに実際見た RATP 職員の活動の様子は、まさにこれを実践するもので印象深かった。パリ市東部で、アラブ人や中国人の多いヴェルビル駅の約 10 名のホームレスたちに会つた。駅のホームや地上の駅周辺でたむろしているホームレスの人々には、たとえ彼らがアルコールに浸っていても対等の姿勢で声をかけ、話し込んでいる。同行していただいたマリー・ピエール・アンリ女史（ドクター・アンリの奥さんで同じく RATP の救援活動を行つてゐる）もまた、軽快で朗らかな口調で相手を気遣い、冗談を交わしながら、彼らの輪の中に溶け込み、信

⁹ この点の重要性については、都留民子「フランスの状況下でのホームレス問題」、大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』第 102 卷第 3・4 号、2002 年 3 月でも指摘された。

頼を一身に引き受けているようであった。また、ほぼ全員が RATP のスタッフと顔見知りで、全員宿泊施設に赴くことになったが、その道中でも一アルコールを飲んでいた者が何人かいたこともあって一脈やかであったが、身体的にむくみのある者、精神的に問題を抱えている人、そして明らかにアルコール依存症である者など、困難を抱えている人がほとんどであった。

常習的な路上生活者は、たとえ緊急宿施設に入ったとしても、翌朝にはまた路上あるいは同じ地下鉄構内の戻っているケースが多い。しかし、RATP 職員は根気よく活動を続いている。

むすび

フランス国鉄とパリ市交通公社による路上ホームレスの救援活動を紹介してきた。言うまでもなく、ホームレス支援策は、路上からの救援だけでなく住宅、福祉・医療、雇用、人権など多岐にわたる分野での取り組みが必要である。しかし、路上ホームレスの救援活動は、ホームレス支援活動のいわば出発点に位置し、一方で社会の安心を維持し、他方で路上死を決して許さないという人の尊厳に関わる基本的な取り組みである。

これら公共交通機関の取り組み以外でも、社会的緊急医療援助サービス (Samu-social) の活動が有名であり、フランス全土 60 都市で実施され、相当広がりを持った活動である。SNCF 連帶委員会も、これにスタッフを派遣している。なお、2000 年 12 月、筆者は同サービスによる夜間巡回サービスのワゴン車（運転手、看護婦そしてソシアル・ワーカーの 3 人 1 組）に同乗させてもらったが、これについては、紙幅の関係上、今回は省略せざるを得ない¹⁰。

今回紹介した路上ホームレス救援活動の二つの事例は、現在の日本社会では考えられない取り組みであろう。ヨーロッパ社会の中においても、これほどまでの広がりと質を持つた取り組みは、たぶん存在しないであろう。その意味で、きわめてユニークで意義のある活動だと思う。そして、これらの取り組みの背後には、公共企業としてのあり方や「一市民としての企業」の行動について、真摯に問い合わせ行動する公共企業像がある。また、そのもとで自発性にもとづき、直接に活動を担う職員像がある。そうしたものについて考える参考例となればと思う。

ややもすると、路上のホームレスに対しては、偏見と差別、そして排除がつきまとう。フランス社会でもそうしたものが全くないわけではないが、それを超えてこうした問題と闘う大きな運動が存在するのである。

¹⁰ これについては、共同でインタビュー調査を行った都留民子氏の論文に紹介されている。参照されたい。都留民子「フランスの『連帯』と『排除との戦い』から思うこと」、『シェルターレス』第 9 号、2001 年。同「フランスの状況下でのホームレス問題」、大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』第 102 卷第 3・4 号、2002 年 3 月。

第8章 現代フランスの住宅事情

檜谷 美恵子

はじめに

1990年代以降のフランスの住宅政策は、「恵まれない人々 (personnes d' éfavorisées)¹」の住宅問題への対応に重点を置くものであったと総括される。この流れを方向付けたベッソン法（1990年5月制定）は、フランスがホームレスに象徴される住宅困窮問題の解決のために施策を講じるというメッセージを国内外にアピールしてきた。

ホームレスの増大に象徴される住宅困窮問題は、既存の住宅政策の枠組みによって解決をはかることが困難な課題である。後述するように、住宅統計調査からみる限り、住宅の量、質という点で、フランスの住宅事情は戦後一貫して改善されてきた。住宅数は世帯数を大きく上回り、十分な広さと設備をそなえた住宅ストックが形成されている。また、低所得者に対しては、その所得、家族構成、居住地から導かれる家賃補助や住宅ローン補助が用意されている。住宅困窮問題の要因の一つがアフォーダブル住宅の不足にあるとしても、制度的対応はすでにとられている。

フランスに限らず、地域社会や家族のセーフティネットとしての機能が弱まり、個人のニーズが著しく多様化している現代社会においては、困窮化の要因自体が多様である。このため、必要な社会支援は、単なるシェルターの提供にとどまらない。雇用、福祉、医療等の関連サービスを含むよりひろい支撐の枠組みが必要である。効率を重視するなら、類似する問題を抱える人々を一箇所に集めるという方法が想起されるかもしれない。しかし、こうした対応は社会隔離（ソーシャル・セグレゲーション）を加速し、結果としてより大きなコストが必要となるおそれがある。少なくともフランスでは、住宅困窮問題の解決が社会隔離をともなうものであってはならないと認識されている。社会隔離を回避し、しかも財政的に大きな負担とならない方法が求められているのである。

住宅困窮問題の顕在化とその深化は、社会経済的変化と不可分であり、先進国が共通して直面している問題でもある。以下では、フランスの住宅事情を概観したうえで、住宅政策の観点から、フランス政府がこの問題にどのように対峙してきたのか、また、そこからどのような教訓が引き出されるのかを考察したい。

¹ 公式文書で用いられる表現。このうち、施策対象として優先されるのは、①路上に野宿する者や宿泊施設に滞在している者等、安定した居住の場としての住宅をもたない個人・家族、②転居先についての見通しのないまま、現在居住している住宅から退去するよう求められている個人・家族、③劣悪な住宅、また劣悪な状態で住宅に居住している個人・家族、④複数の問題を抱えている家族である。なお、④は反排除法によりあらたに追加された。

1. 住宅統計調査からみた住宅事情

住宅事情に関する利用可能な最新統計は、1999 年の国勢調査と 1996 年に実施された住宅調査である。ただし、国勢調査は住宅に関する項目が少なく、また現段階では利用できるデータが限られているので、ここでは主として、1996 年の住宅調査に依拠しながら、住宅事情を概観してみよう。

1999 年の国勢調査結果によれば、フランス全国には現在、2870 万戸の住宅がある。ストック数は前回の国勢調査（1990 年）時点から 9.4% 増えている。このうち、主住居と呼ばれる、居住されている住宅は 2381 万戸で、全ストックの 83.0% を占める。残りはセカンドハウス（一時的に利用される住宅を含む）290 万戸（10.1%）と空家 199 万戸（6.9%）である。

住宅の規模や設備水準は着実に向上している（表-1）。1996 年住宅調査によれば、住宅の延べ面積は平均値で 88 m²、前回調査（1992 年）より 2 m² 増加した。住宅の広さは建て方によって大きな差がある。戸建て住宅は 105 m²、共同建て住宅は 66 m² で、戸建て住宅の大型化が全体の延べ床面積を引き上げている。設備水準は住宅の快適性指標として用いられるもので、水道、屋内水洗便所、シャワーもしくは浴槽、集中暖房設備の 4 点について、その有無が毎回、調査集計されている。このうち、前 3 者のうちのいずれか一つでもが欠ける住宅（基本設備欠落住宅）の比率は 4.1% であった。1984 年調査時点では 15.0% である。

表-1 住宅の設備水準、規模、居住状態
(1984~1996年)

	1984年	1988年	1992年	1996年
住宅数（千戸）	24,576	25,709	26,976	28,221
主住居数（千戸）	20,364	21,256	22,131	23,286
基本設備欠落住居率（%）	15.0	9.6	6.2	4.1
「快適」住宅率（%）	69.9	75.0	79.8	80.6
過疎居住世帯率（%） (括弧内は超過疎居住世帯率)	61.2 (31.8)	64.1 (35.8)	66.4 (39.7)	67.1 (40.9)
過密居住世帯率（%） (括弧内は超過密居住世帯率)	12.8 (1.7)	11.8 (1.5)	10.9 (1.3)	10.4 (0.9)
平均延べ床面積（m ² /戸）	82	85	86	88
一人当たり延べ床面積（m ² /人）	31	32	34	35

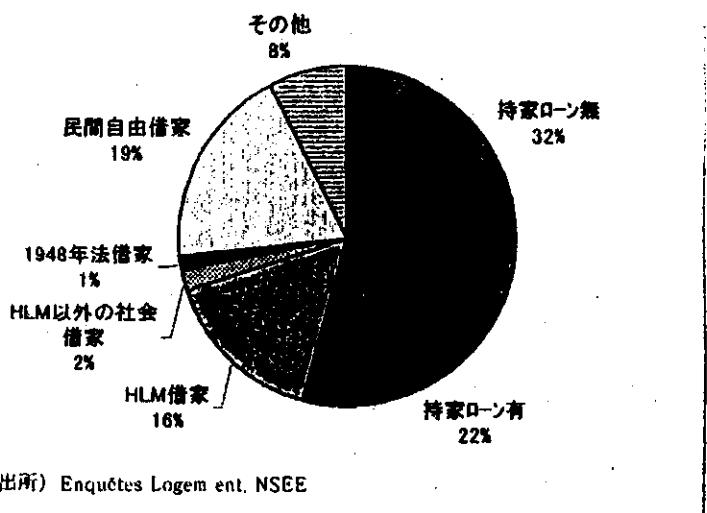
注) 表中の比率はすべて主住居数を 100 としたときの値。延べ床面積は主住居の平均値。過疎居住とは世帯構成から導かれる必要室数より 1 室多い状態、超過疎居住とは 2 室以上多い状態。同様に、過密居住は 1 室不足、超過密居住は 2 室以上不足した状態。

出所：Enquêtes Logement, INSEE

ったから、この間に大幅に減少している。4点がすべて備わっている住宅は「快適」住宅とみなされる。同比率は1984年の69.9%から1996年には80.6%へと上昇した。社会賃貸住宅に限ると、全体の94%が4点セットを備える「快適」住宅である。これと呼応するように、国民の住宅に対する評価は良好で、全世帯の73%にものぼる世帯が現在の住宅に「満足」であると表明している。「満足」の域にまで達せずとも「許容できる」が21%で、「不満」はわずか5%に過ぎない。

住宅規模の拡大化傾向は世帯規模の縮小化と並行している。このため、過疎居住世帯²が増加している。1996年の過疎居住世帯率は67.1%で、1984年の61.2%から6ポイント上昇した。しかも必要室数より2室以上多い超過疎居住が過疎居住全体の3分の2、全世帯の40.9%を占め、1984年調査のそれ(31.8%)からの伸びが大きい。反対に、必要室数より2室以上少ない超過密居住世帯は0.9%、1室少ない過密居住世帯は9.5%、合計で10.4%である。減少しているとはいっても、1984年のそれ(12.8%)とさほど変わらず、住宅事情の2極化が進んでいることをうかがわせる。

図一1 所有関係別主住居の比率(1996)



住宅政策と関連付けて住宅ストックの状況をみると最もっとも注目されるのは、住宅の所有形態であろう(図-1)。周知のように、フランスは戦後、社会住宅政策を展開し、大量の社会住宅ストックを構築した。社会住宅は1996年調査で400万戸を上回っており、全ストックの17.6%を占めるに至っている。低所得者の受け皿住宅としていまひとつ注目されるのは、「事実上の社会住宅」と呼ばれる低家賃の民間賃貸住宅である。1948年に制

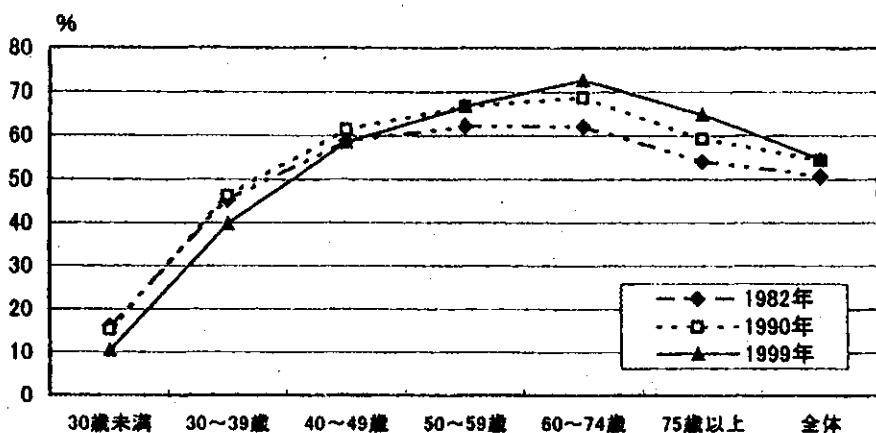
² 居住する住宅の室数が世帯構成から導かれる必要室数より多い世帯を指す。

定された借家法の統制下に置かれている賃貸住宅（1948年法借家と呼ばれる）がその典型で、社会住宅のように国からの助成を受けて建設されたものではないが、家賃水準が低いため、実質的には社会的な住宅として機能してきた。その数は1984年の71万戸から、1996年には34万戸弱（1996年）に減少しており、12年間で半分近くになった。

世帯主の年齢層別持家率にも構造変化がみられる。1999年国勢調査は若年世帯の持家率が大きく落ち込んでいることを明らかにしている（図一2）。全世帯の持家率は54.7%であり、1990年のそれ（54.4%）とほとんど変わらないが、20代、30代の若年世帯にとって持家を所有することはそれ以前の世代より困難になっている。

これらから浮かび上がってくるのは、国民一般の住宅事情が改善される一方で、住居費負担能力の低い者が利用できる低家賃住宅のヴァリエーションが減り、HLM組織等が供給、管理する賃貸住宅にほぼ絞られつつあることである。

図一2 世帯主年齢別持家率（1982～1999年）



出所) Chaleix & Madinier(2000)

2. 貧困世帯の居住状況

住宅統計調査の最大の問題点は、住宅に住んでいない人々の実態を把握していないことである。住宅困窮問題を理解するためには、居住施設に収容されている人々や路上生活者を含む調査が不可欠であるが、こうした調査は現在のところ、部分的に実施されるにとどまっている。住宅困窮問題の実態を理解するために利用できる統計データはきわめて少なく、ここでは、貧困という切り口³から、住宅問題を抱えるであろうと推定される世帯の住宅事情を分析した国立経済・統計学研究所（INSEE）の分析結果を用いて、大雑把な傾向を

³ INSEEは対象を参入最低保障(RMI)受給世帯や外国人世帯に絞った住宅事情分析も実施している。

指摘することにしたい⁴。

1996年の住宅調査結果からフランス全国の貧困世帯⁵数は約280万と推定されている。半数以上が4つのグループのいずれかに属する。第1は農業従事者、第2は60歳以上の非就労者、第3は60歳未満の非就労者、第4は学生である。これ以外の主要なグループは、職業参入過程にある若者(30歳未満の就労者)と労働市場で問題を抱えている中高年層(30歳以上の就労者)である(表一2)。近年、この後二者が大幅に増加し、貧困世帯の46%を占めるに至った。1984年の同比率は33%であったから、実に13ポイントの増加である。反対に、相対的に減少したのは「60歳以上の非就労者」で、1984年の43%から1996年には26%に減少した。1996年の貧困世帯は、過去の貧困世帯よりも相対的に若く、都市で就労しているにもかかわらず、十分な賃金を得ていないゆえに「貧困」におちいったといえる。

表一2 属性別貧困世帯の居住状況(1996年)
(数字の単位はすべて%)

貧困世帯 の内訳	該当する属性別貧困世帯の比率			
	持家	民間借家	HLM借家	過密居住
農業従事者	4	72	8	2
60歳以上の非就労者	26	55	11	14
学生	14	2	53	4
60歳未満の非就労者	10	28	22	40
30歳未満の就労者	9	4	45	31
30歳以上の就労者	37	26	26	36
貧困世帯全體	100	31	26	24
				28

注) 過密居住とは世帯構成から導かれる必要室数より1室以上不足している状態。「民間借家」には1948年法借家や家具付き借家、無償住宅等は含まれていない。

出所: Le Blanc & Clanché(1998)

彼らの住宅事情は上記の特徴と結びついている。まず指摘されるのは過去の調査結果とくらべ、無償の住宅や持家に居住する世帯が減り、借家世帯の比率が上昇したことである。持家世帯は、1984年時点では貧困世帯の46%であったが1996年には31%に減少した。借

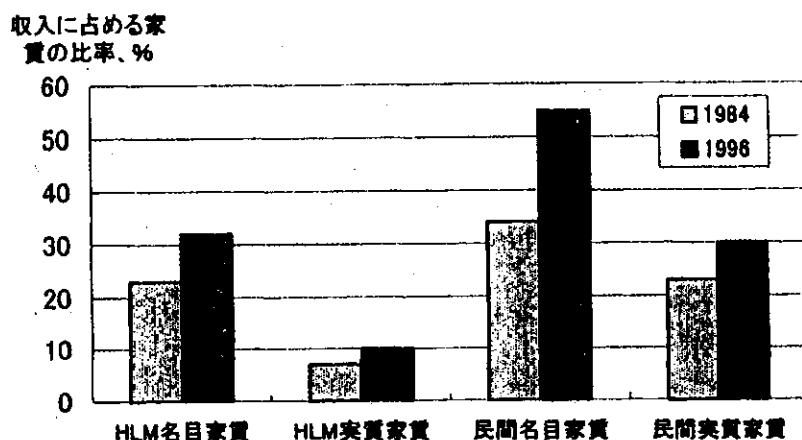
⁴ Le Blanc & Clanché, 1998に依拠している。

⁵ INSEEの定義によると、貧困世帯とは調査票に記載された消費単位あたりの収入が中央値の半分以下となる世帯をいう。ここで消費単位とは、世帯主を1とし、同居する世帯構成員については14歳以上を0.5、未満を0.3として求めたものである。1996年調査結果から求めたこの定義による貧困世帯は、全世帯の12.6%に相当する280万世帯であった。

家世帯にとっての収入の低さは、同程度の収入を得ている持家世帯より切実な問題である。

貧困世帯にとって、適切な住宅の確保は以前より厳しくなっている。全世帯では 10% をきった過密居住世帯の割合は、貧困世帯に限れば 28% に達する。もうひとつの問題は住居費負担である。図一3 に示すように、借家世帯の家賃負担率は、家賃補助分を差し引いた実質負担率でみても 1984 年より 1996 年のほうが高い。とりわけ民間賃貸住宅に居住する世帯（貧困世帯全体の 26%）は家賃補助を受給してもなお、平均で所得の 3 割近い家賃負担を強いられている。貧困世帯の住宅手当受給率は住宅部門によって差があり、HLM 住宅に居住する世帯では 91%、民間借家世帯では 74%、住宅ローンを保有する持家世帯では 64% が手当を受けている。

図一3 貧困世帯の家賃負担率、1984年と1996年



注) HLM賃貸住宅と民間賃貸住宅の家賃負担を比較した。実質家賃とは家賃補助分を差し引いた負担額で、グラフはその対収入比を示す。

出所) Le Blanc & Clanché(1998)

貧困世帯の住居移動は 1984 年以降、活発化している。典型的なパターンは通常の民間借家から社会賃貸住宅への移動である。国立経済・統計学研究所は、年間約 2 万 5000 の貧困世帯が社会住宅に転入していると推計している。この変化は低家賃の民間賃貸住宅が大幅に減少したことと関連している。平米あたりの賃料が 10 フラン以下の低家賃住宅は、1984 年には約 300 万戸を数えたが 1996 年には 82 万戸に減少した。しかも、貧困世帯には低家賃住宅全体の 18% しか提供されていない。

3. 「恵まれない人々」のための住宅施策

貧困世帯の若年化と借家居住の増大化傾向は、若者の高失業率や不安定雇用の増大、またこうしたリスクを受けとめてきた家族資源の縮小という社会変化を想起させる。事実、

フランスのホームレス（安定した住居をもたない者で、野宿者、施設入所者のみならず、望まない同居や不安定な居住状態にある者、劣悪な住宅に居住している者も含まれる）の主要部分は若年単身者であるとみられている。

ベッソン法関連施策を強化した1998年の反排除法は、「恵まれない人々」の範疇を拡大し、予防施策を強化するとともに、優先されるべき対象が「住宅から排除された人々」であることを強調した。反排除法による住宅関連施策は概略次の4つに分類される。

第1は、「恵まれない人々」向けの住宅供給量を拡大する施策である。具体的には、空家の期限付き収用、投機目的等による意図的空家への課税、位宅改善契約付き社会賃貸住宅の供給促進、困窮世帯を受け入れる民間賃貸住宅の建設・改善への助成と税控除である。

第2は、社会住宅ストックの活用である。社会住宅を困窮度の高い世帯に優先割当するという問題をめぐっては15年近くに及ぶ経緯がある。主なものをあげると、住宅割当基準の明確化（1985年）、社会住宅占有譲定書制度の導入（1990年）、市長を委員長とする住宅割当委員会の設置（1991年）、大規模社会住宅団地等の「問題地区」を包摂する複数の市町村による自治体間住宅会議の設置（1996年）、県知事と社会住宅供給機関による入居優先基準協約の締結ならびに、自治体間住宅会議の設置要請地域の拡大と機能の拡張（1999年）、HLM入居申請者リストの一本化と待機者番号の発行（2000年）などである。並行して、社会住宅部門における居住者のソーシャルミックスを促進する措置がとられ、2000年から入居基準となる上限所得を引き上げるとともに超過家賃適用基準が見直されている。

第3は居住の維続を保障することである。家主や債権者による居住者の「追い出し」を予防するため、相談窓口の設置、援助情報の提供、住宅連帶基金による救済、「追い出し」予防憲章の策定等が推奨されている。また、住居明渡し裁判にいたる前に、知事が問題に介入できるよう、猶予期間が設けられている。水道使用料、光熱費、電話使用料の滞納については、それぞれの滞納料金を肩代わりする連帶基金が設置されており、事業主は援助の検討から決定までの間、サービスを継続するよう要請されている。

居住維続保障政策のもうひとつの介入領域は、劣悪な住宅に居住する、あるいは居住するおそれのある者への援助である。1点目は、健康被害が懸念される鉛害問題への対応で、診断費用ならびに修繕工事費用に対する国費助成が用意されている。県知事は該当する住宅を所有する者に改善を命じることができる。2点目は、劣悪な居住条件で入居を斡旋する悪質業者の取り締まり強化、3点目は、困窮者を受け入れる社会賃貸住宅に適用される又貸し制度の拡充とアソシエーションによる同伴活動への助成である。4点目は家具つき住宅やホテルに滞在する者に最低限度の居住保障を適用することである。2000年度はこれらにくわえて、老朽化した分譲共同住宅の改善促進支援策が打ち出された。

第4は、上記1～3の施策を堆進するため、ベッソン法により導入された制度の運用を促進することである。具体的には、県行動計画の策定と施行を推進し、住宅連帶基金の活用を促す。反排除法は、県行動計画の策定後3年以内の施行を義務付けている。また、住宅

連帯基金の利用規則を見直し、行政機関でなくとも公共性の高い組織がこれを運用できるようになるとともに、アソシエーションに適用される活動助成として、あらたに賃貸借仲介策務に特定される補助枠を設けた。

4. 施策効果と課題

反排除法により打ち出された一連の施策のなかでも、もっともセンセーショナルだったのは、住宅需給関係が逼迫している大都市で、住宅に困窮している者の利用に供するため実施される空家の接收である。その根拠となる法令は第二次世界大戦直後の 1945 年 10 月 21 日に発布されたもので、その後はアルジェリア戦争末期に発令されたに過ぎない。これが 1998 年の反排除法に盛り込まれた⁶のは、90 年代半ばに生じた投機的需要の増大に対処するためであった。もっとも、法令に基づき、接收にいたったケースはほとんどないようである。1994 年時点と比べ、1999 年には条件を満たす空家が大幅に減少したというのがその理由であるが、住宅担当相ベッソン氏の次の発言は、そもそも積極的にこの施策を発動する意志はなく、その抑止的な効果に期待していることをうかがわせる。

「空家を社会住宅として活用できるよう、なすべきことはすべてやった。受益者を不安定な状態におく施策をこれ以上追加すべきではない。接收という方法には限界がある。永続する解決にはならない。」（1999 年 10 月。居住関連アソシエーションの連合組織 FAPIL の総会での発言。Marcovitch, 2000, p. 15）

空家への課税強化は、1998 年 12 月 29 日の政令により詳細が規定されている。適用されるのは、パリ、リヨン、リール、ボルドー、トゥルーズ、ニース、モンペリエ、カンヌの 8 つの都市圏で、対象は、法令で認められた正当な理由⁷のないまま、課税年の 1 月 1 日からさかのぼって 2 年以上空家にしている住宅所有者である。居住税の基礎となる賃貸価値に基づき、初年度はその 10%、2 年目は 12.5%、3 年目は 15% が課税される。公式発表ではないが 1999 年 11 月 27 日付リベラシオン誌によれば 13 万 3000 戸の空家が課税対象になったという（Marcovitch, 2000, p. 19）。政府の報告書によれば、2000 年 6 月までにこの措置によって 7670 万フランの収入が得られた。そして、これを原資とする全国住宅改善事業団の補助事業により、3 万 5000 戸の空家が改善され、社会的使途に付される民間賃貸住宅として供給された（Secr tariat d' Etat au Logement, 2000, p. 7）。

⁶ 接收対象となる空家は 18 カ月以上空いたままになっている法人所有の住戸に限られ、収用期間は例外的ケースを除き最長 6 年である。住宅を困窮者に割り当てる者は国と協定を締結し、必要な改善工事を実施すること、適正に管理することが義務付けられる。1999 年 4 月 24 日の政令は、この措置により住戸を確保する困窮者を通常の社会住宅への入居上限所得の 60%相当額を下回る者と規定し、家賃についてはパリ市内では平米当たり 30 フラン、それ以外では 25 フランと定めている。また、管理や工事にかかる費用についても条件が別途設けられている。

⁷ 大規模な住宅改善工事を実施している、売却中である、市場家賃で借家人を求めているのに入居者がいない等。

住宅担当省が2000年9月に発表した「反排除のための行動から2年—1998年7月29日法による住宅分野での取り組み」は、反排除法関連の住宅施策によって2000年までに60件の「恵まれない人々の住宅のための県行動計画」が採択され、住宅連帯基金による累積支援世帯総数150万世帯のうち、50万世帯があらたに支援されたこと、また、住宅連帯基金への国の支出が1996年から2000年の間に倍増し、5億フランに達したこと等をその実績としてあげている。しかし、2000年3月に国会に提出されたラジョワニ委員会報告は、施策の実施状況について手厳しい評価を下している。すなわち、空家の接收や課税強化の効果は薄く、こうした手法による困窮世帯向け住宅の供給拡大は困難であり、困窮世帯向けの社会賃貸住宅供給を拡大すべきであるが、実態をみると、建設計画戸数の達成率はきわめて低い⁸、というのである。同書は社会賃貸住宅供給の鈍化を指摘し、建設予算が消化されない理由を、物価の推移や融資条件などとともに、社会住宅建設に消極的な基礎自治体の首長や議会、社会住宅供給組織の取り組み姿勢に求めている(Marcovitch, 2000, p. 16, 65, 66)。

社会住宅に居住している者の貧困化はかつてなく進んでおり、社会的隔離を回避するためには、これまで社会住宅供給に積極的に取り組んでこなかった基礎自治体が率先すべきであるとの主張は、この時期に開始された「連帯と都市再生」法案の審議を意識したものなのかもしれない。とはいっても、根底には、反排除法関連施策がいまだ十分な効果をあげていないとの認識がある。

2000年12月に実施した施策担当者や居住関連非営利団体代表へのインタビュー調査⁹においても、関連施策を遂行する困難さや問題点が数多く指摘された。なかでも、支援団体からたびたび指摘されたのは、困難な問題をかかえる人々の受け皿となる住宅が不足していることである。このため、宿泊施設や社会的レジデンス¹⁰を退所できず、要支援状態が続くという。雇用や健康の問題等、複合的な要因により要支援状態におちいった者には、必要な社会支援が組み込まれた居住の場が確保されなければならず、包括的な援助を構動的に実施する主体として民間の非営利団体の役割が強調されているのだが、長年にわたって現場で支援活動を行い、発言力を強めている非営利団体は、彼らを競争させることにより、援助の効率を高めようとする国の方針を厳しく批判した。一方、首都圏に立地するオード・セーヌ県で国の施策を遂行する責任者は、民間の支援団体への依存が高まること、に懸念を表明し、HLM組織等の公的機関が果たすべき役割を強調した。

反排除法による住宅困窮問題への取り組みは、いまだ十分には機能していない。また、

⁸ Macrovich(2000)によれば、1998年に予算化されたPLA(賃貸住宅助成貸付)件数は8万戸、このうち融資されたのは5万1415戸、着工されたのは4万4000戸で、達成率は55%である。

⁹ 福原宏之氏(大阪市立大学教授)、都留民子氏(県立広島大学助教授)と筆者の3名で実施したものである。

¹⁰ 社会的レジデンスは住宅に困窮している単身者やひとり親世帯向けの小規模な居住施設で、原則として滞在期間を限って提供されている。施設の運営主体は民間のアソシエーション等で公的助成によって運営されている。単身者用には必要な生活器機(家具、テレビ等)と浴室・トイレなどの基本設備が整った個室、家族用には2室以上の独立したユニットが用意されており、ソーシャルワーカー等を介して、入所申請が行われている。